

高知県戦略的ものづくり支援事業費補助金  
(製品開発事業) 審査基準

審査項目	審査の視点	評価	配点	
1. 現場課題の把握と事業計画	今回の取り組みに至った背景や、現場における課題に対する現状認識と、対応方法は明確になっているか 【(3) 事業計画 2、3、13】	全て A, B, C, D, E の 5段階 評価	10	
2. 実施体制、スケジュールの妥当性	申請者の取組体制、スケジュールは適切か 【(3) 事業計画 7、8、12】		10	
3. 期待される効果	期待される効果が実現することにより、当該企業の販売益以外の効果（経営多角化や技術力向上、県経済の活性化等）をもたらすか。また、直接のニーズ以外で、県内企業への受発注の増加又は従業員の新規雇用、賃上げ等、県経済への波及効果があり、県経済の活性化に資するか。 【(3) 事業計画 10】		10	
4. 取り組もうとする製品の市場性	(1) 開発に取り組む製品の市場性の調査、分析ができており、市場性のある製品を開発するための技術的課題と解決方法や、販売するための課題と解決方法に対する認識は適切で、開発後すぐに市場投入できるレベルにあるか。 【(3) 事業計画 5、6、14】		評価内容及び内容別配点は下表のとおり	30
	(2) 開発される製品が、他製品と差別化できる付加価値（機能、デザイン性、特許等）を備えているか 【(3) 事業計画 9、14】			20
5. 事業戦略との整合性	会社の事業戦略が明確であり、それを実現するにあたって、本事業を行うことが適切か 【(3) 事業計画 4】	20		

※審査の結果、審査委員の平均点が60点以上のものを採択基準とする。

※ただし、いずれかの項目にE評価がある場合、もしくは4.5.の平均点が35点未満の場合は、採択基準を満たさないものとする

AからEの評価内容別配点表

A	B	C	D	E
優れている	やや優れている	ふつう	やや劣っている	劣っている
内容が極めて明確かつ具体的であり、非常に優れた成果が期待できる。 (配点×1)	内容が明確かつ具体的であり、優れた成果が期待できる。 (配点×0.75)	内容が明確であり、成果が期待できる。 (配点×0.5)	内容が不明確又は不十分である。 (配点×0.25)	内容が不適切である。 (配点×0)